

## 平成 21 年度 第 1 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 21 年 7 月 13 日（月） 13 時 30 分～15 時 30 分

場 所：中央合同庁舎第 7 号館西館（金融庁）9 階 共用会議室 1（903）

出席委員：宇野委員、奥村委員、岡山委員、乙間委員、辰巳委員、原委員、原田委員、平尾委員、  
安井委員（座長）

欠席委員：指宿委員、奥委員、酒井委員、永田委員、奈良委員（五十音順、敬称略）

### 1．今年度の特定調達品目に関する検討方針等について

- ・ 紙類・印刷について：今年度は、PPC 用紙の現状の把握と印刷用紙への拡大について議論し、可能な範囲で設定したいと考えている。
- ・ クリーニングについて：国等の機関においても繊維製品は大量に調達されており、シーツ等のリネンサプライ品も病院等で使用されている。クリーニングの基準を検討することは非常に重要で国として議論を進めていくことに賛成である。
- ・ 繊維製品について：制服・作業服は平成 13 年度に基準を設定しており、再生 P E T 樹脂の使用割合がエコマーク基準に対し低いものとなっている。現状を調査し数字の妥当性を判断し、産業界で PET のリサイクルが推進されている状況を考慮した上で基準に反映していきたい。また、今の基準はポリエステルに偏っているため、繊維製品全体として広い目で環境配慮を検討していきたいと考えている。
- ・ カーボンフットプリント、カーボンオフセットについて、基本方針の中で触れることが可能か、検討していただきたいとのことであるが、計算の仕方、見せ方が難しい。
- ⇒ 現在、カーボンフットプリントについては、商品種ごとの算定・表示のルールとなる P C R（Product Category Rule 商品種別算定基準）の登録公募を受け付けており、今年度中にカーボンフットプリントを表示した商品が出せるように準備を進めているところ。本検討会でも議論していただき、うまく市場に広がっていく取組が進められるとよいと考えている。経済産業省でも、早く商品が市場に出るように努力していきたい。（経済産業省）
- ⇒ 根本的な議論が必要。途中経過などの情報をいただきながら検討を始めるのがよいと考える。
- ・ 古紙偽装の問題もあり、グリーン調達制度が乗り越えるべきところ、変わらなければいけないところについて議論してきた。調達率 100% 近くを達成している品目を中心に、目標設定の仕方を見直す段階にもあると思う。カーボンフットプリント、エコポイントという動きの中で、グリーン調達の位置づけが問われている。論点と到達点の整理をし、戦略的に進める必要があると考える。
- ⇒ 市場で信頼性を得るための方法論について、一部予算を使っていきたいと考えている。現在、信頼性確保の手法を検討するため、いろいろな事例を調査していきたいと考えている。（環境省）
- ・ 現状の複雑な基準では、特に地方公共団体の調達者は納入の相手に任せきりになりがちで、目が届かないおそれがある。シンプルな基準にするなど、普及を進める方策を検討する必要があると思う。
- ・ 逆に、政府が牽引することによって、責任を持って対応できる事業者をどう育てるかとい

うことを考えるべきである。目先の煩雑さの問題でなく、もう少し大きなレベルでグリーン調達に向かっていく流れを作っていくことに力を注ぐべきである。

- ・ 1箇所に任せるシステムでは、大きな偽装問題が出る恐れもある。健全な発展のためには目の届く、透明なシステムが必要。
- ⇒ 特定調達品目に指定されることが目標の業界もあり、色々なジャンルに品目を広げていくことは意味がある。一方で、複雑になっていくと、裏で偽装がはびこっていくような事態も懸念される。この2つの議論は、絡めずに進めていくのがよいのではないか。
- ・ グリーンであるかどうかのチェックは、省エネ法等それぞれの法体系の中できちんとチェックするシステムをまず構築し、そこで補えられないところをこの検討会で議論するという考えにした方が機能するのではないか。
- ・ 業者が育つことと、調達側が理解できることの両方が重要。相互理解できるシステムを作っていく必要であると考える。
- ・ 今は環境に優しい行為こそが経済を後押しするという方向に変わってきている。その中で、グリーン調達の対象や進め方が問われていることから、シンボリックなものがあつた方がよいのではないか。それとも、従来のように、底上げという姿勢でやっていく考えなのか。
- ⇒ 18年度から分科会を立ち上げ、目玉となる品目、インパクトの強いものを取り上げてきた。役務については、使う物品も多く裾野も広いことから、特に意識してご議論いただいているところ。役務の基準は数値できちんと示せない点もあるが、まず品目に入れることによって底上げと同時に波及効果を目指すことができる。全国に広がっていく仕組みが少しずつ出来ていると認識している。(事務局)
- ・ 建物の低炭素化という課題は影響が大きいですが、建築基準法で規制する方が効果的ではないかという考えもある。例えば既存の建物に対して、改造を加えることによって断熱を格段に上げるような商品は世の中にあまり存在していないが、シンボリックなものというのは、こういうところをテコにして、市場への導入を図るといった主旨ではないか。
- ・ 空冷式熱交換器にドレン水又は雨水を利用した省エネルギー補助装置も、シンボリックという点では良い。効率云々より政府が率先して導入していくという点は、数年前と違うスタンスになると思う。役務が確実に進んでいるのは評価するが、サービサイジング(製品として販売していたものをサービス化して提供すること)としてまとまった形に見えるようにしていくとともに、前年に議論したものは何か整理して示すことも必要であると考え
- ⇒ 太陽光発電システム、太陽熱利用システムは、従来は導入すれば良いという基準であったが、昨年度パワーコンディショナの定格負荷効率やモジュール変換効率について基準を設定し、長期使用の観点やより効率の良いものの導入を図っているところ。(事務局)
- ・ 昨年の古紙偽装の問題から、法律的な取り締まりができるのは、景品表示法のみであることがわかっている。製造方法を含めて、企業に個々の製品の情報公開をしていただくシステムを作っていく必要。
- ・ すぐに第三者認証というものではなく、メーカーに自己責任でマークをつけてもらえば、調達者も納入者も理解しやすく普及に弾みがつくのではないか。
- ⇒ 環境省では、環境表示ガイドラインの改定を検討している。見直しの中で表示条件等を整

理し、周知していきたい。（環境省）

- ・ 省エネ統一ラベルは、メーカーがデータベースに入力したデータに基づいて、大型量販店でラベルを打ち出せる形になっている。データベースに公開登録したものについて、自らラベルを打ち出せるシステムをつくり、時々データをチェックするという方法はあるのではないか。

## 2．調達者の手引きについて

- ・ 文具類においても、エコマークとのダブルスタンダードになっている面もある。グリーン購入法との項目の違いを整理しておきたい。
  - ・ グリーン購入法は適合か不適合かであり、マークが最も機能するパターンである。マークがたくさんあることが問題というのではなく、同じ対象製品に基準がたくさんあることが消費者にとって問題で、そういう意味でも、きちんとしたマークが運用されれば、むしろ乱立が減る方向になるので是非考えていただきたい。
- ⇒ マークについては、相当議論する必要がある。グリーン購入法が求めているのは何か、他の人に見せるマークが必要なのか、そのハードルをどうクリアするのか等、色々な問題があり、簡単には決まらないだろう。各省庁の方々にも、マークの必要性について意見を伺い参考にしたい。

以上